

いじめ防止基本方針

1. いじめに関する基本認識

いじめは、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの発生防止に努め、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。建学の理念として「一人ひとりを大切にする」を謳っている白百合学園小学校（以下学校）は、校内を安心・安全で平穏に満ちた学びの環境としてこれを維持・増進するため、いじめ問題に全力で取り組む。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のことと考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 各教科、宗教、特別活動を通して規範意識や集団のあり方、情報モラル等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 児童生徒の自尊感情を高揚させることができた具体事例を共有する。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭が全力で実態把握に努める。

- (1) いじめ防止対策のための定期的アンケートを実施し、活用する。

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、早期に適切な方法により調査を行う。

- (1) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (3) 児童が、加害と被害の入れ替わりを経験することもあり、加害児童が相手側の児童に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合には、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意し、双方に、必要な支援・指導を行う。
- (4) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

5. いじめ防止対策のための組織の設置

- (1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条の組織は、企画委員会とする。

*本基本方針は令和元年4月より効力を有する。

本方針は、その目的を達成するため、常に見直しを行い、より適切なものに改訂していくこととする。

以上